

関係各位

クリームに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

平成 24 年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの関税暫定措置法別表第 1 の 6 第 3 項（クリーム）に掲げる物品の輸入数量が、同法第 7 条の 3 第 1 項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

発動後に NACCS で申告する場合の品目コードについては、NACCS 掲示板で確認願います。

なお、関税暫定措置法第 7 条の 3 第 2 項第 6 号（発動日前に本邦に向けて送り出された物品）の規定を適用して申告する場合は、マニュアル申告となりますので注意願います。

【発動内容】

第 3 項（クリーム 0401.40 0401.50）

品 目		発動前	発動後
(1)	0401.40 の 1 脂肪分が全重量の 6%を超え 10%以下 のもの	25%	25%
	0401.50 の 1 (1) 脂肪分が全重量の 10%を超え 45%以下 のもの	21.3%+635 円/kg	28.4%+846.67 円/kg
(2)	0401.50 の 1 (2) 脂肪分が全重量の 45%を超えるもの	25%	25%
	その他のもの	21.3%+1,199 円/kg	28.4%+1598.67 円/kg

※ 関税割当を受けずに輸入されるものにつき、7.1%及び(1)については 211.67 円/kg、(2)については、399.67 円/kgを加算

問合せ先
東京税関業務部通関総括第 1 部門
電話：03-3599-6337